

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| 連番 | 担当課等                         | 委託業務番号           | 委託業務名称                  |                | 委託業務場所                                                                                              | 委託業務概要                                    |
|----|------------------------------|------------------|-------------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
|    | 契約期間                         | 契約年月日            | 契約金額                    | 契約相手方          | 選定理由                                                                                                | 根拠規定                                      |
| 1  | 市民活躍課                        | 令和7年度<br>長市活第1号  | 長浜市市民活動支援コーディネーター活動業務委託 |                | 長浜市内                                                                                                | 市民活動支援コーディネーターとして、地域づくり協議会や市民活動団体の支援等を行う。 |
|    | 令和7年4月1日 から<br>令和8年3月31日 まで  | 令和7年4月1日         | 2,599,200円              | 山口 有子          | 本業務は、長浜市市民協働センターの市民活動支援コーディネーターとして活動するものであり、市民との関係構築や支援におけるノウハウ等が求められるため、これまで従事してきたものと契約するもの。       | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第6号                 |
| 2  | 市民活躍課                        | 令和7年度<br>長市活第20号 | 長浜市地域おこし協力隊活動業務委託       |                | 長浜市内                                                                                                | 本市の地域おこし協力隊として、市が掲げる活動テーマや活動内容に取り組む。      |
|    | 令和7年4月1日 から<br>令和7年10月10日 まで | 令和7年4月1日         | 1,053,763円              | 中村 凜之介         | 本業務は、本市の地域おこし協力隊として、市が掲げる活動テーマや活動内容に取り組むための活動経費として委託するものであることから、隊員本人と契約する必要があるため。                   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                     |
| 3  | 市民活躍課                        | 令和7年度<br>長市活第21号 | 長浜市地域おこし協力隊活動業務委託       |                | 長浜市内                                                                                                | 本市の地域おこし協力隊として、市が掲げる活動テーマや活動内容に取り組む。      |
|    | 令和7年4月1日 から<br>令和8年3月31日 まで  | 令和7年4月1日         | 2,000,000円              | 辻本 果歩          | 本業務は、本市の地域おこし協力隊として、市が掲げる活動テーマや活動内容に取り組むための活動経費として委託するものであることから、隊員本人と契約する必要があるため。                   | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号                 |
| 4  | 市民活躍課                        | 令和7年度<br>長市活第14号 | 長浜市地域活力プランナー設置業務（長浜地域）  |                | 長浜市内                                                                                                | 地域活力プランナーの設置にかかる業務。                       |
|    | 令和7年4月1日 から<br>令和8年3月31日 まで  | 令和7年4月1日         | 1,735,200円              | 長浜まちなか地域づくり連合会 | 本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号                 |
| 5  | 市民活躍課                        | 令和7年度<br>長市活第8号  | 長浜市地域活力プランナー設置業務（六荘地域）  |                | 長浜市内                                                                                                | 地域活力プランナーの設置にかかる業務。                       |
|    | 令和7年4月1日 から<br>令和8年3月31日 まで  | 令和7年4月1日         | 1,735,200円              | 六荘地区地域づくり協議会   | 本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号                 |

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| 連番 | 担当課等                        | 委託業務番号           | 委託業務名称                  |               | 委託業務場所                                                                                              | 委託業務概要                |
|----|-----------------------------|------------------|-------------------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
|    | 契約期間                        | 契約年月日            | 契約金額                    | 契約相手方         | 選定理由                                                                                                | 根拠規定                  |
| 6  | 市民活躍課                       | 令和7年度<br>長市活第13号 | 長浜市地域活力プランナー設置業務（南郷里地域） |               | 長浜市内                                                                                                | 地域活力プランナーの設置にかかる業務。   |
|    | 令和7年4月1日 から<br>令和8年3月31日 まで | 令和7年4月1日         | 1,735,200円              | 南郷里地域づくり協議会   | 本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 7  | 市民活躍課                       | 令和7年度<br>長市活第11号 | 長浜市地域活力プランナー設置業務（神照地域）  |               | 長浜市内                                                                                                | 地域活力プランナーの設置にかかる業務。   |
|    | 令和7年4月1日 から<br>令和8年3月31日 まで | 令和7年4月1日         | 1,735,200円              | 神照地区地域づくり協議会  | 本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 8  | 市民活躍課                       | 令和7年度<br>長市活第17号 | 長浜市地域活力プランナー設置業務（北郷里地域） |               | 長浜市内                                                                                                | 地域活力プランナーの設置にかかる業務。   |
|    | 令和7年4月1日 から<br>令和8年3月31日 まで | 令和7年4月1日         | 1,476,000円              | 北郷里連合地域づくり協議会 | 本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 9  | 市民活躍課                       | 令和7年度<br>長市活第9号  | 長浜市地域活力プランナー設置業務（西黒田地域） |               | 長浜市内                                                                                                | 地域活力プランナーの設置にかかる業務。   |
|    | 令和7年4月1日 から<br>令和8年3月31日 まで | 令和7年4月1日         | 1,346,400円              | 西黒田ふるさと振興会議   | 本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| 連番 | 担当課等                            | 委託業務番号           | 委託業務名称                  |              | 委託業務場所                                                                                              | 委託業務概要                |
|----|---------------------------------|------------------|-------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
|    | 契約期間                            | 契約年月日            | 契約金額                    | 契約相手方        | 選定理由                                                                                                | 根拠規定                  |
| 10 | 市民活躍課                           | 令和7年度<br>長市活第18号 | 長浜市地域活力プランナー設置業務（湯田地域）  |              | 長浜市内                                                                                                | 地域活力プランナーの設置にかかる業務。   |
|    | 令和7年4月1日 から<br><br>令和8年3月31日 まで | 令和7年4月1日         | 1,605,600円              | 浅井湯田地域づくり協議会 | 本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 11 | 市民活躍課                           | 令和7年度<br>長市活第10号 | 長浜市地域活力プランナー設置業務（下草野地域） |              | 長浜市内                                                                                                | 地域活力プランナーの設置にかかる業務。   |
|    | 令和7年4月1日 から<br><br>令和8年3月31日 まで | 令和7年4月1日         | 1,346,400円              | 下草野地域づくり協議会  | 本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 12 | 市民活躍課                           | 令和7年度<br>長市活第12号 | 長浜市地域活力プランナー設置業務（虎姫地域）  |              | 長浜市内                                                                                                | 地域活力プランナーの設置にかかる業務。   |
|    | 令和7年4月1日 から<br><br>令和8年3月31日 まで | 令和7年4月1日         | 1,605,600円              | 虎姫地域づくり協議会   | 本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 13 | 市民活躍課                           | 令和7年度<br>長市活第5号  | 長浜市地域活力プランナー設置業務（速水地域）  |              | 長浜市内                                                                                                | 地域活力プランナーの設置にかかる業務。   |
|    | 令和7年4月1日 から<br><br>令和8年3月31日 まで | 令和7年4月1日         | 1,476,000円              | こほく地域づくり協議会  | 本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| 連番 | 担当課等                        | 委託業務番号           | 委託業務名称                  |               | 委託業務場所                                                                                              | 委託業務概要                |
|----|-----------------------------|------------------|-------------------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
|    | 契約期間                        | 契約年月日            | 契約金額                    | 契約相手方         | 選定理由                                                                                                | 根拠規定                  |
| 14 | 市民活躍課                       | 令和7年度<br>長市活第39号 | 長浜市地域活力プランナー設置業務（高月地域）  |               | 長浜市内                                                                                                | 地域活力プランナーの設置にかかる業務。   |
|    | 令和7年4月1日 から<br>令和8年3月31日 まで | 令和7年4月1日         | 1,605,600円              | 高月地域づくり協議会    | 本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 15 | 市民活躍課                       | 令和7年度<br>長市活第16号 | 長浜市地域活力プランナー設置業務（高時地域）  |               | 長浜市内                                                                                                | 地域活力プランナーの設置にかかる業務。   |
|    | 令和7年4月1日 から<br>令和8年3月31日 まで | 令和7年4月1日         | 1,216,800円              | 高時地区地域づくり協議会  | 本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 16 | 市民活躍課                       | 令和7年度<br>長市活第41号 | 長浜市地域活力プランナー設置業務（余呉地域）  |               | 長浜市内                                                                                                | 地域活力プランナーの設置にかかる業務。   |
|    | 令和7年4月1日 から<br>令和8年3月31日 まで | 令和7年4月1日         | 1,476,000円              | 余呉地域づくり協議会    | 本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 17 | 市民活躍課                       | 令和7年度<br>長市活第6号  | 長浜市地域活力プランナー設置業務（西浅井地域） |               | 長浜市内                                                                                                | 地域活力プランナーの設置にかかる業務。   |
|    | 令和7年4月1日 から<br>令和8年3月31日 まで | 令和7年4月1日         | 1,476,000円              | 西浅井地区地域づくり協議会 | 本業務は、長浜市地域活力プランナー等設置要綱第9条において、当該業務を地域づくり協議会へ委託するものと定めていることから、地域活力プランナーを設置する地域の地域づくり協議会と契約する必要があるため。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |